

締約国に関する情報
AU

オーストラリア

附属書 B1
AU

一般情報

国内官庁の名称	Australian Patent Office (オーストラリア特許庁)
所在地	Discovery House, 47 Bowes Street, Phillip, Canberra A.C.T. 2606, Australia
郵便のあて名	P.O. Box 200, Woden, A.C.T. 2606, Australia
電話番号	1300 65 10 10 (国内通話) (61-2) 6222 3626 (国際通話)
電子メール インターネット	pct@ipaaustralia.gov.au www.ipaustralia.gov.au/
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	受理しない
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する
国際出願に関する通知を電子メールで送付するか？	送付する
出願人に、出願をWIPO優先権書類デジタルアクセスサービス(DAS)で利用可能とすることを許可する用意があるか？(PCT規則17.1(b)の2)	出願人に電子形式で行われた国内出願をWIPO DASで利用可能とすることを許可する用意がある ¹
オーストラリアの国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択によりオーストラリア特許庁 又はWIPO国際事務局(附属書C参照)
オーストラリアが指定(又は選択)されている場合の管轄指定(又は選択)官庁	オーストラリア特許庁(国内段階参照)
オーストラリアを選択できるか？	できる(PCT第II章に拘束)
PCTに基づき取得可能な保護の種類	特許, 追加特許
国際型調査に関するオーストラリアの規定	特許規則3.14A

[次頁に続く]

1 出願をDASで利用可能とすることを請求する方法の詳細に関しては、次を参照されたい。
<https://www.ipaustralia.gov.au/patents/applying-patent/international-application-process/applying-international-application/priority-document-access-service-das>

AU	オーストラリア (続き)	AU
国際公開に基づく仮保護	出願人は、国際出願がPCT第21条の規定に従って公開された日又は1990年特許法第56A条及び特許規則4.4に基づき公衆の閲覧に供された日から、1990年特許法第57条に定義する権利を享有する（その権利は、一般には明細書が公開された日において特許が付与されていた場合に出願人が有していたであろう権利と同じであるが、出願人は特許が付与されるまで侵害の手続を開始することができない）。	
オーストラリアが指定（又は選択）されている場合の有益な情報		
オーストラリアが指定（又は選択）されている場合に発明者の氏名（名称）及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載できる。又は通知の日から2箇月以内に提出しなければならない。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？	あり（附属書L参照）	